（審査した結果の通知方法及び通知事項）

第八条　法第四十四条の七第二項による通知は、次に掲げる書類を添えて別記様式第三の通知書により行うものとする。

一　別記様式第四（法第四十四条の十二第二項で準用する場合を含む。）により作成した法第四十四条の九の規定による行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類

二　前号の契約の締結に関する書類

2　法第四十四条の七第二項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　納付すべき手数料の額

二　手数料の納付方法

三　手数料の納付期限

四　行政機関非識別加工情報の提供の方法

3　法第四十四条の七第三項による通知は、別記様式第五の通知書により行うものとする。

（手数料の納付の方法）

第九条　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十五条第三項の個人情報保護委員会規則で定める書面は、前条第一項の別記様式第四とする。

2　令第二十五条第三項第二号の個人情報保護委員会規則で定める方法は、前条第一項の書類を提出することにより得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、行政機関の長は、次の各号に掲げる方法により納付させることを適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次の各号に掲げる方法を指定することができる。

一　行政機関の長が指定する書面に収入印紙を貼って納付する方法

二　令第二十五条第三項第一号イ及びロに掲げる行政機関又は部局若しくは機関にあっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法

（行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結）

第十条　法第四十四条の九の規定による行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結は、第八条第一項の書類を提出することにより行うものとする。

（行政機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準）

第十一条　法第四十四条の十第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一　保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

二　保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

三　保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に行政機関において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）

四　特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

五　前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること

（行政機関非識別加工情報の個人情報ファイル簿に記載する事項）

第十二条　法第四十四条の十一第一号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、行政機関非識別加工情報の本人の数及び行政機関非識別加工情報に含まれる情報の項目とする。

（準用）

第十三条　第四条（同条第六項を除く。）、第六条、第八条（同条第一項第一号を除く。）から第十条までの規定は、法第四十四条の十二第一項の提案をする場合について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項中「別記様式第一」とあるのは「別記様式第六」と、第八条第一項中「別記様式第三」とあるのは「別記様式第七」と、第八条第三項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第八」と読み替えるものとする。

（行政機関非識別加工情報等の安全確保の措置の基準）

第十四条　法第四十四条の十五第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一　行政機関非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること

二　行政機関非識別加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること

三　行政機関非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること

附　則

この規則は、行政機関等の保有する個人情報の適切かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

別記様式第一（第4条第1項関係）

行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年　月　日

（行政機関の長）　殿

郵便番号

（ふりがな）
住所又は居所（法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）
氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。）　印

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の規定により、以下のとおり行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1．個人情報ファイルの名称

2．行政機関非識別加工情報の本人の数

3．加工の方法を特定するに足りる事項

4．行政機関非識別加工情報の利用

(1) 利用の目的

(2) 利用の方法

(3) 利用に供する事業の内容

(4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間